

設備規定																																																																																																																										
番号	標 題	関連条文																																																																																																																								
5-1-01	居室における換気計算の「一人当たりの占有面積(N値)」について	法第28条 令第20条の2 令第129条の2の5																																																																																																																								
<p>令第20条の2による居室における換気計算の「一人当たりの占有面積(N値)」については下表による。                      実施年月日:S46.12.4(建設省住指発第905号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築用途</th> <th>単位当たり <math>\left( \frac{Af}{N} \right)</math></th> <th>一人当たり 占有面積(N)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>公会堂・集会場</td><td>同時に收容しうる人員</td><td>0.5~1㎡</td><td></td></tr> <tr><td>劇場・映画館・演芸場</td><td>同時に收容しうる人員</td><td>0.5~1㎡</td><td></td></tr> <tr><td>体育館</td><td>同時に收容しうる人員</td><td>0.5~1㎡</td><td></td></tr> <tr><td>旅館・ホテル・モーテル</td><td></td><td>10㎡</td><td></td></tr> <tr><td>簡易宿泊所・合宿所</td><td></td><td>3㎡</td><td></td></tr> <tr><td>ユースホステル・青年の家</td><td>同時に收容しうる人員</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>病院・療養所・伝染病院</td><td></td><td>4~5㎡</td><td></td></tr> <tr><td>診療所・医院</td><td></td><td>5㎡</td><td>居室の床面積</td></tr> <tr><td>店舗・マーケット</td><td></td><td>3㎡</td><td>営業の用途に供する部分の床面積</td></tr> <tr><td>料亭・貸席</td><td></td><td>3㎡</td><td>居室の床面積</td></tr> <tr><td>百貨店</td><td></td><td>2㎡</td><td></td></tr> <tr><td>飲食店・レストラン・喫茶店</td><td></td><td>3㎡</td><td>営業の用途に供する部分の床面積</td></tr> <tr><td>キャバレー・ビヤホール・バー</td><td></td><td>2㎡</td><td>同 上</td></tr> <tr><td>玉突場・卓球場・ダンスホール・ボウリング場</td><td></td><td>2㎡</td><td>同 上</td></tr> <tr><td>パチンコ店・囲碁クラブ・麻雀クラブ</td><td></td><td>2㎡</td><td>同 上</td></tr> <tr><td>保育所・幼稚園・小学校</td><td>同時に收容しうる人員</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中学校・高等学校・大学・各種学校</td><td>同時に收容しうる人員</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>図書館</td><td></td><td>3㎡</td><td></td></tr> <tr><td>事務所</td><td></td><td>5㎡</td><td>事務室の床面積</td></tr> <tr><td>工場・作業所・管理室</td><td>作業人員</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>研究所・試験所</td><td>同時に收容しうる人員</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公衆浴場</td><td></td><td>4~5㎡</td><td>脱衣場の床面積</td></tr> <tr><td>特殊浴場(個室付浴場、サウナ風呂)</td><td></td><td>5㎡</td><td>営業の用途に供する部分の床面積</td></tr> <tr><td>廊下</td><td></td><td>10㎡</td><td></td></tr> <tr><td>ホール</td><td></td><td>3~5㎡</td><td></td></tr> <tr><td>便所</td><td></td><td>1㎡当たり30㎡</td><td></td></tr> <tr><td>手洗所</td><td></td><td>1㎡当たり10㎡</td><td></td></tr> <tr><td>蓄電室等</td><td></td><td>1㎡当たり35㎡</td><td></td></tr> <tr><td>自動車車庫</td><td></td><td>1㎡当たり25㎡</td><td></td></tr> </tbody> </table>			建築用途	単位当たり $\left( \frac{Af}{N} \right)$	一人当たり 占有面積(N)	備 考	公会堂・集会場	同時に收容しうる人員	0.5~1㎡		劇場・映画館・演芸場	同時に收容しうる人員	0.5~1㎡		体育館	同時に收容しうる人員	0.5~1㎡		旅館・ホテル・モーテル		10㎡		簡易宿泊所・合宿所		3㎡		ユースホステル・青年の家	同時に收容しうる人員			病院・療養所・伝染病院		4~5㎡		診療所・医院		5㎡	居室の床面積	店舗・マーケット		3㎡	営業の用途に供する部分の床面積	料亭・貸席		3㎡	居室の床面積	百貨店		2㎡		飲食店・レストラン・喫茶店		3㎡	営業の用途に供する部分の床面積	キャバレー・ビヤホール・バー		2㎡	同 上	玉突場・卓球場・ダンスホール・ボウリング場		2㎡	同 上	パチンコ店・囲碁クラブ・麻雀クラブ		2㎡	同 上	保育所・幼稚園・小学校	同時に收容しうる人員			中学校・高等学校・大学・各種学校	同時に收容しうる人員			図書館		3㎡		事務所		5㎡	事務室の床面積	工場・作業所・管理室	作業人員			研究所・試験所	同時に收容しうる人員			公衆浴場		4~5㎡	脱衣場の床面積	特殊浴場(個室付浴場、サウナ風呂)		5㎡	営業の用途に供する部分の床面積	廊下		10㎡		ホール		3~5㎡		便所		1㎡当たり30㎡		手洗所		1㎡当たり10㎡		蓄電室等		1㎡当たり35㎡		自動車車庫		1㎡当たり25㎡	
建築用途	単位当たり $\left( \frac{Af}{N} \right)$	一人当たり 占有面積(N)	備 考																																																																																																																							
公会堂・集会場	同時に收容しうる人員	0.5~1㎡																																																																																																																								
劇場・映画館・演芸場	同時に收容しうる人員	0.5~1㎡																																																																																																																								
体育館	同時に收容しうる人員	0.5~1㎡																																																																																																																								
旅館・ホテル・モーテル		10㎡																																																																																																																								
簡易宿泊所・合宿所		3㎡																																																																																																																								
ユースホステル・青年の家	同時に收容しうる人員																																																																																																																									
病院・療養所・伝染病院		4~5㎡																																																																																																																								
診療所・医院		5㎡	居室の床面積																																																																																																																							
店舗・マーケット		3㎡	営業の用途に供する部分の床面積																																																																																																																							
料亭・貸席		3㎡	居室の床面積																																																																																																																							
百貨店		2㎡																																																																																																																								
飲食店・レストラン・喫茶店		3㎡	営業の用途に供する部分の床面積																																																																																																																							
キャバレー・ビヤホール・バー		2㎡	同 上																																																																																																																							
玉突場・卓球場・ダンスホール・ボウリング場		2㎡	同 上																																																																																																																							
パチンコ店・囲碁クラブ・麻雀クラブ		2㎡	同 上																																																																																																																							
保育所・幼稚園・小学校	同時に收容しうる人員																																																																																																																									
中学校・高等学校・大学・各種学校	同時に收容しうる人員																																																																																																																									
図書館		3㎡																																																																																																																								
事務所		5㎡	事務室の床面積																																																																																																																							
工場・作業所・管理室	作業人員																																																																																																																									
研究所・試験所	同時に收容しうる人員																																																																																																																									
公衆浴場		4~5㎡	脱衣場の床面積																																																																																																																							
特殊浴場(個室付浴場、サウナ風呂)		5㎡	営業の用途に供する部分の床面積																																																																																																																							
廊下		10㎡																																																																																																																								
ホール		3~5㎡																																																																																																																								
便所		1㎡当たり30㎡																																																																																																																								
手洗所		1㎡当たり10㎡																																																																																																																								
蓄電室等		1㎡当たり35㎡																																																																																																																								
自動車車庫		1㎡当たり25㎡																																																																																																																								
更新履歴	R3.4.1 改正																																																																																																																									

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

設備規定		
番号	標 題	関連条文
5-1-02	発熱量の取扱い	法第28条 令第20条の3
<p>令第20条の3第1項の規定による「発熱量の合計」については、各器具の能力の合計をいう。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

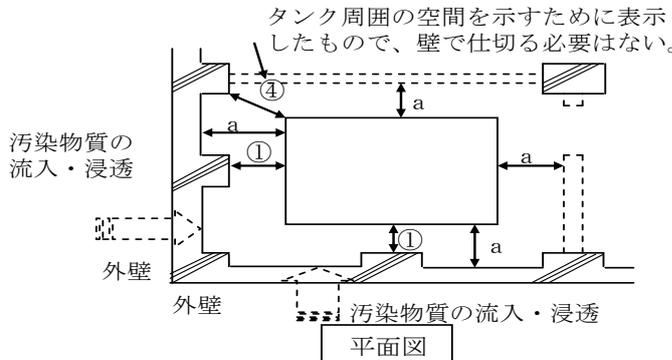
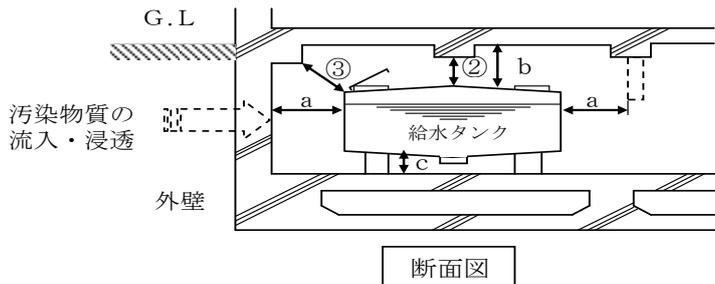
設備規定

番号	標 題	関連条文
5-1-03	飲料水の給水タンク等の設置について	法第36条 令第129条の2の4 昭和50年告示第1597号

給水タンク等の設置区分等に応じた構造基準については、下表のとおりとする。

設置区分	底の位置	汚染源までの距離※1	構造基準
建築物の内部、屋上または最下階の床下	_____	_____	(1) 天井、底または周壁の保守点検が外部から容易に行えること。 ※2 (2) 天井、底または周壁は建築物の他の部分と兼用しないこと。 (3) 内部に飲料水以外の配管設備を設けないこと。 (4) マンホールの設置および構造 ※3 (5) 内部の保守点検のための措置 (6) オーバーフロー管の設置 (7) 床下部における浸水検出装置 (8) 通気装置の設置 ※4 (9) 上方に飲料水を汚染するおそれのあるものを設ける場合の措置 ※5
	地盤面下または地盤面	5m未満	上記の構造基準の内 (1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)
上記以外の場所	地盤面	5m以上	上記の構造基準の内 (3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)
	地盤面上	_____	_____

- ※1 くみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管、ガソリタンク等までの水平距離
- ※2 給水タンク等は6面点検できること
- ※3 天井が蓋を兼ねる場合は不要
- ※4 有効容量2㎡未満のものは不要
- ※5 原則としてポンプ室等は受水槽の上に設けないこと



a、b、cのいずれも保守点検を容易に行い得る距離とする。(標準的にはa、c≥60cm/b≥100cm)  
また、梁・柱等はマンホールの出入口に支障となる位置としてはならず、①、②、③、④は保守点検に支障のない距離とする。

更新履歴	R3.4.1 改正
------	-----------

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

設備規定		
番号	標 題	関連条文
5-1-04	昇降機関係の取扱い	法第36条 令第129条の3～13の3 令第146条 規則第1条の3第4項 H28国告示第239号 令和6年告示第1148号
<p>1. 昇降機の確認申請の取扱い エレベーター(段差解消機、イス式階段昇降機を含む。)、エスカレーター、小荷物専用昇降機の確認申請については以下のとおりとする。</p> <p>《確認申請を要する昇降機》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーター(確認申請を要しないエレベーターを除く。)</li> <li>・ エスカレーター</li> <li>・ 小荷物専用昇降機(テーブルタイプ(※1)を除く)</li> </ul> <p>《確認申請を要しない昇降機》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターのうち法第6条第1項第2号に掲げる建築物(階数が3以上であるもの、延べ面積が500㎡を超えるものおよび高さが16mを超えるものを除く。)に設けるもの</li> <li>・ エレベーターのうち籠が住戸内のみを昇降するもの</li> <li>・ テーブルタイプ(※1)の小荷物専用昇降機</li> <li>・ 法第6条第1項第3号の建築物に設けるもの</li> </ul> <p>2. 確認申請を要しない昇降機の手続きについて 確認申請を要しない昇降機の手続きは以下のとおりとする。(テーブルタイプ(※1)の小荷物専用昇降機を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昇降機の設置に伴い、建築物の確認申請を要する場合は、建築物の確認申請に包含される。</li> <li>・ 昇降機の設置に伴い、建築物の確認申請を要しない場合は、法第12条第5項に基づく報告(※2)が必要(※3)。昇降機の設置場所を所管する建築主事または建築副主事に提出するものとする。</li> </ul> <p>※1 H28国土交通省告示第239号に定める昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いものをいう。</p> <p>※2 法第12条第5項に基づく報告書の内容は、昇降機確認申請書に必要な図書と同様。</p> <p>※3 都市計画区域外および指定区域内(都市計画区域内であって、都道府県知事が指定する区域内)における法第6条第1項第3号の建築物に設ける場合も報告を要する。</p> <p>3. 昇降機の確認時添付書類 規則第1条の3によるもののほか、次の図書を含むものとする。 (縮尺は任意、(1)(2)についてはカタログ程度でよい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)かご内展開図または透視図</li> <li>(2)操作盤姿図</li> <li>(3)機械室または昇降路内の放熱計算書、換気扇の容量およびダクト系統図</li> <li>(4)機械室内の照明設備図</li> </ul>		
		5-1-04 - 1/3

#### 4. エレベーターの安全対策

エレベーターの安全対策については昇降機技術基準の解説2016年版に準ずるものとするほか以下とする。

- (1) 共同住宅の用に供する建築物に設置する乗用エレベーターについては、その各階の出入口の扉に次の“のぞき窓”を設けること。ただし、防火区画上支障がある場合において、防犯設備等により防犯対策がとられている場合はこの限りでない。

- ①平成20年国土交通省告示第1454号、同第1455号に規定するガラスとすること。
- ②大きさは、概ね高さ70cm、幅20cmとすること。
- ③下端の位置は、床面から1.1m程度とすること。

- (2) エレベーターのマシンビーム等については、必ず立ち上がり壁または梁で受けること。なお、その埋込寸法またはかかり代は75mm以上とすること。

- (3) 機械室の壁については、原則として直接外気に面することとし、防虫網付き給気ガラリおよび防虫網サーモ付き換気設備を設置すること。

- (4) 機械室の照明設備については、停電時点灯する保安灯付きとすること。

- (5) 機械室の内装材料については、準不燃材料とすること。なお、非常用のエレベーターの場合は不燃材料とすること。

- (6) 機械室の床については、防塵のための処理を施すこと。

- (7) 消防法により自動火災報知設備を必要とする建築物の場合は、機械室の天井および昇降路内に煙感知器を設置すること。

- (8) 機械室の戸が屋外に面する場合は、下図を参考に庇を設けること。

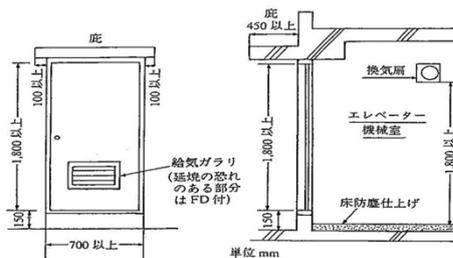
- (9) 機械室に至る通路および階段の有効幅は70cm以上とすること。なお、屋外階段のけあげの寸法は23cm以下とし、踏面の寸法は20cm以上とすること。

- (10) 屋上部分を機械室に至る経路とする場合は、保守点検者の安全のため高さ1.1m以上の手すり等を設けること。ただし、安全上支障がない場合はこの限りでない。

- (11) 機械室および昇降路に吹き付け岩綿等を使用する場合は、十分なコテ押さえ等の飛散防止処置を講ずること。

- (12) 開放廊下、屋上等屋外に直接面する場所または厨房等にエレベーターの出入口を設置する場合は、水対策を講ずること。

- (13) 昇降路救出口、ピット点検用出入口および昇降路頂部綱車室等の点検口の蓋については、ドアスイッチおよび施錠装置を設けること。



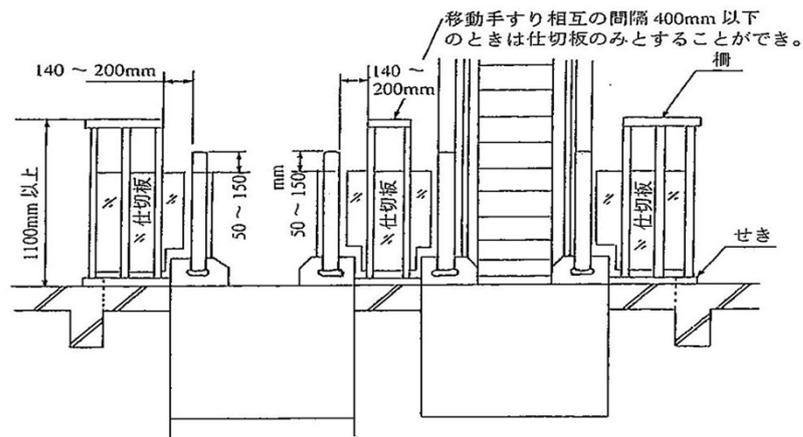
機械室の例

## 5. 油圧エレベーターの安全対策

- (1) 機械室には全油量に対する防油堤を設けること。
- (2) 防油堤および防油堤内の床は油浸透防止措置を講ずること。
- (3) 油圧配管は原則として15mを超えないこと。
- (4) 油圧配管は原則として目視点検が行える場所に配管すること。やむを得ず天井内、壁内、ピット内に配管する場合は、配管の目視点検が行える措置を講ずること。

## 6. エスカレーター安全対策

- (1) 踏段については、両側縁および隣接踏段側の部分に幅20mm以上の黄色の注意標識を施すこと。
- (2) エスカレーターと建物床の開口部との間に間隙のある場合は、柵および転落物防止せきを設けること。なお、エスカレーター乗降口に面する部分は図示の如く進入防止の仕切板を設けること。
- (3) エスカレーターの相互間またはエスカレーターと建築物床等の開口部との間に200mm以上の間隙がある場合は、落下物による危害を防止するための措置を講ずること。
- (4) エスカレーター周辺の縦穴区画を構成する防火防煙シャッターが閉鎖を開始した場合は、当該区画内に乗降口を持つ全てのエスカレーターは防火防煙シャッターとの設置距離に関係なく、連動して運転を停止すること。
- (5) 面積区画を構成する防火シャッターが閉鎖を開始した場合は、当該防火シャッターに対面する乗降口を持つエスカレーターの内、ハンドレール折り返し部までの距離が2m以内のものは連動して運転を停止すること。



仕切板とエスカレーター各部とのすき間は100mm以下とする(上図参照)

5-1-04 - 3/3

更新履歴

平成25年4月1日 改正	令和7年4月1日 改正
平成28年6月1日 改正	
令和3年4月1日 改正	
令和6年4月1日 改正	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

設備規定				
番号	標 題	関連条文		
5-1-05	既存昇降機改修工事の取扱いについて	法第86条の7 法第87条の4		
<p>1. 既存昇降機の改修に関する確認申請について</p> <p>建築基準法第6条第1項第1号および第2号に掲げる建築物において、既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請の取扱いは、近畿共通取扱い集（構造・建築設備関係）「11 法第87条の4に基づく昇降機の確認申請」による。          なお、同項目に該当しない改修工事で、建築基準法第12条第5項に基づき特定行政庁が報告を求めるものは、以下に掲げる重要な仕様変更を伴う場合とする。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>(1) 既設エレベーターの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 機械室を移設するとき</li> <li>② エレベーターの用途を変更するとき</li> <li>③ 定員、積載荷重又は速度を変更するとき</li> <li>④ 昇降行程を延長するとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>(2) 既設エスカレーターの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸送能力を変更するとき</li> <li>② トラスのみを残しリニューアルするとき</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>上記以外の改修工事であって次に掲げる工事を行った場合は、当該工事後初回の建築基準法第12条第3項の規定に基づく報告の際に、その旨を検査結果表等に記入し、戸開走行保護装置については検査記録表等設置が確認できる資料を提出するものとする。（詳細は各特定行政庁の判断による）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸開走行保護装置の取付（制御盤・巻上げ機等の入れ替えを伴う場合も含む）</li> <li>・地震時等管制運転装置の取付（制御盤・巻上げ機等の入れ替えを伴う場合も含む）</li> </ul>			<p>(1) 既設エレベーターの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 機械室を移設するとき</li> <li>② エレベーターの用途を変更するとき</li> <li>③ 定員、積載荷重又は速度を変更するとき</li> <li>④ 昇降行程を延長するとき</li> </ul>	<p>(2) 既設エスカレーターの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸送能力を変更するとき</li> <li>② トラスのみを残しリニューアルするとき</li> </ul>
<p>(1) 既設エレベーターの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 機械室を移設するとき</li> <li>② エレベーターの用途を変更するとき</li> <li>③ 定員、積載荷重又は速度を変更するとき</li> <li>④ 昇降行程を延長するとき</li> </ul>				
<p>(2) 既設エスカレーターの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸送能力を変更するとき</li> <li>② トラスのみを残しリニューアルするとき</li> </ul>				
<p>2. 既存昇降機の改修に関する新基準の適用について</p> <p>既存昇降機の改修工事において昇降機の確認申請を必要とする工事について、改修工事対象外である部分への遡及適用範囲は、以下のとおりとする。          ただし、建築物の増築、改築、大規模の修繕又は模様替を行わず、乗場戸等を昭和56年建設省告示第1111号で規定していた構造と同等以上のものに取り替える場合および既存の乗場戸が同告示の規定を満たす場合は、堅穴区画の変更には該当しないものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>複数台ある昇降機の内、一部の昇降機の改修工事を行う場合</p> <p>今回改修する確認申請が必要な既存昇降機にのみ現行法適用（乗場戸遮煙性能含む）とし、他の昇降機及び防火区画については、変更がない限り、遡及適用しない。            （建築基準法第34条、第36条関連）</p> </td> </tr> </table>			<p>複数台ある昇降機の内、一部の昇降機の改修工事を行う場合</p> <p>今回改修する確認申請が必要な既存昇降機にのみ現行法適用（乗場戸遮煙性能含む）とし、他の昇降機及び防火区画については、変更がない限り、遡及適用しない。            （建築基準法第34条、第36条関連）</p>	
<p>複数台ある昇降機の内、一部の昇降機の改修工事を行う場合</p> <p>今回改修する確認申請が必要な既存昇降機にのみ現行法適用（乗場戸遮煙性能含む）とし、他の昇降機及び防火区画については、変更がない限り、遡及適用しない。            （建築基準法第34条、第36条関連）</p>				

【参考】昭和56年6月1日 建設省告示第1111号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づき、次の第1から第3までに該当するエレベーターの昇降路の戸並びに次の第1及び第2に該当する電動ダムウエーターの昇降路の戸については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第110条第4項及び第112条第14項の規定にかかわらず、これらの規定によるものと同等以上の効力があると認める。

エレベーターの昇降路の戸等については建築基準法施行令第110条第4項及び第112条第14項の規定によるものと同等以上の効力があると認める件

第1 昇降路の戸の構造が、次の各号に適合するものであること。

- 一 戸は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第110条第1項又は第2項に規定する甲種防火戸又は乙種防火戸とすること。
- 二 戸の枚数は、1の出入口につき、両引き戸にあつては2枚又は4枚、片引き戸及び上げ戸にあつては3枚以下、上下戸にあつては2枚とすること。
- 三 戸の面積は、自動車運搬用エレベーター及び倉庫、工場その他これらに類する用途に供する建築物に設けられる荷物用エレベーターにあつては6平方メートル以下、その他のエレベーター及び電動ダムウエーターにあつては3平方メートル以下とすること。
- 四 戸が縦枠(たてわく)、上枠(わく)、幕板、敷居その他これらに類する部分と接する部分のすき間、重なり等の寸法は、片引き戸にあつては表一に、両引き戸にあつては表二に、上げ戸にあつては表三に、上下戸にあつては表四に掲げる数値に、それぞれ適合するものとする。 (表一～四は省略)
- 五 乗用エレベーター、人荷共用エレベーター及び寝台用エレベーターの昇降路の戸にあつては、自動的に閉鎖する構造のものとする。

第2 昇降路の出入口の縦枠(たてわく)又は幕板の構造は、次の各号に適合するものであること。

- 一 縦枠(たてわく)又は幕板は、耐火構造の構造耐力上主要な部分に空隙(げき)を生じないよう堅固に取り付けること。
- 二 幕板は、鉄製で鉄板の厚さが1.5ミリメートル以上のものとし、容易に取り外し又は開閉することができない構造とすること。
- 三 幕板の裏面には、コンクリート壁、厚さが2.1ミリメートル以上の鋼板又はステンレス製のパネルを設けること。ただし、幕板の厚さが2.0ミリメートル以上のときは、当該パネルの厚さは1.6ミリメートル以上とすることができる。

第3 エレベーターの昇降路の出入口に接する乗降ロビー又はこれに類する部分は、専らエレベーターの用にのみ供するものとし、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものとする。ただし、当該部分をその他の部分と令第126条の2第1項に定める防煙壁によつて区画した場合においては、その仕上げを不燃材料又は準不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料又は準不燃材料で造つたものとする。

附 則(昭和56年6月1日 建設省告示第1111号)  
昭和46年建設省告示第617号は、廃止する。  
別図一～十一は省略

5-1-05 - 2/2

更新履歴	平成23年10月18日 追加	令和7年4月1日 改正
	平成28年6月1日 改正	
	平成29年4月1日 改正	
	令和3年4月1日 改正	
	令和4年12月15日 改正	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい